

## 長期優良住宅建築等計画申請手数料

### 1. 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料(法第5条第1項～第3項)

- (1) 一戸建ての住宅(注1)の場合は、次の表に掲げる額  
 (2) 共同住宅等(注2)の場合は、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積に応じ、次の表に掲げる額を、認定申請戸数で除した額(百円未満の端数は切捨て)

① 登録住宅性能評価機関(注3)が作成した適合証(注4)を提出する場合

一戸建ての住宅		7, 200円
共同住宅等	100㎡以内のもの	7, 200円
	100㎡超～ 500㎡以内のもの	13, 000円
	500㎡超～ 1,000㎡以内のもの	23, 000円
	1,000㎡超～ 2,500㎡以内のもの	32, 000円
	2,500㎡超～ 5,000㎡以内のもの	61, 000円
	5,000㎡超～ 10,000㎡以内のもの	104, 000円
	10,000㎡超～ 20,000㎡以内のもの	172, 000円
	20,000㎡超～ 30,000㎡以内のもの	216, 000円
	30,000㎡超のもの	234, 000円

② ①以外の場合

一戸建ての住宅		47, 000円
共同住宅等	100㎡以内のもの	47, 000円
	100㎡超～ 500㎡以内のもの	109, 000円
	500㎡超～ 1,000㎡以内のもの	175, 000円
	1,000㎡超～ 2,500㎡以内のもの	345, 000円
	2,500㎡超～ 5,000㎡以内のもの	617, 000円
	5,000㎡超～ 10,000㎡以内のもの	1, 062, 000円
	10,000㎡超～ 20,000㎡以内のもの	1, 964, 000円
	20,000㎡超～ 30,000㎡以内のもの	2, 809, 000円
	30,000㎡超のもの	3, 443, 000円

※ 上記に併せて建築基準関係規定の審査を受ける場合(法第6条2項による申出)は、別に掲

げる額(確認申請・計画通知手数料)を該当する場合に応じてそれぞれ加える。

(注 1)人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。

(注 2)共同住宅とは、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

(注 3)住宅の品質確保の促進等に関する法第 5 条 1 項に規定する登録住宅性能評価機関

(注 4)長期優良住宅建築等計画が法第 6 条 1 項各号(第 3 号を除く)に掲げる基準に適合することを示す書類

## 2. 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料(法第 8 条第 1 項)

(1)一戸建ての住宅(注 1)の場合は、1 の表に掲げる額

(2)共同住宅等の場合は、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積に 2 分の 1 を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に応じ、1. の表に掲げる額を、変更認定申請戸数で除した額(百円未満の端数は切捨て)

## 3. 長期優良住宅建築等計画認定構造計算適合性判定申請手数料

床面積	構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの	構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの
1,000 m <sup>2</sup> 以内	116,400円	166,800円
1,000 m <sup>2</sup> 超～2,000 m <sup>2</sup> 以内	143,700円	222,450円
2,000 m <sup>2</sup> 超～10,000 m <sup>2</sup> 以内	157,350円	255,000円

## 4. 長期優良住宅の譲受人を決定した場合の計画変更認定申請手数料

譲受人を決定の場合の変更認定(法第 9 条第 1 項)	2,100円
-----------------------------	--------

## 5. 長期優良住宅の認定を受け地位の承継の承認申請手数料

地位承継の承認(法第 10 条)	2,100円
------------------	--------